

志摩市水洗化補助金交付制度について（詳細案内）

【対象工事】（次の2点をすべて満たす工事）

- 既存住居にあるくみ取便所の便槽及び浄化槽の取壊し工事を伴う排水設備の設置工事
- 志摩市に登録のある下水道排水設備指定工事店が行う工事

ただし、新築、増改築部分、店舗、事業所等に係る工事については、補助対象外です。

【対象者】（次の条件をすべて満たす人）

- 下水道整備区域内に既存住居があり、くみ取便所または浄化槽から下水道への接続を自らの負担で工事する者。
- 市税、水道料金、下水道使用料、接続(受益者)分担金等に滞納がないこと。
- 借家または借地の場合は、所有者の承諾を得ていること。

【補助金額】

- | | |
|---------------------|--------|
| 1. 合併処理浄化槽を設置している建物 | 最大20万円 |
| 2. 単独処理浄化槽を設置している建物 | 最大30万円 |
| 3. くみ取便所を設置している建物 | 最大50万円 |

ただし、上記金額に満たない場合は、実額（1万円未満切り捨て）が上限となります。

【補助金の交付回数】

- 1戸(1受益者分担金(負担金)・1接続分担金)につき、1回限り

【申請に必要な書類】（排水設備等設置確認申請書の提出の際に、下記書類を提出）

- 志摩市水洗化補助金交付申請書（様式第1号）
- 補助対象工事費の見積書
- 補助対象工事平面図
- 補助対象工事の着手前の写真
- 市町村民税の完納証明書等（滞納がないことを証明する書類）直近1ヶ月以内
- 収納状況調査承諾書

【申請の流れ】

- 申請書を提出（申請は指定工事店が代行することも可能）。
- 審査を行い、可否を決定した上で、申請者に「志摩市水洗化補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）」を通知。
- 申請者は「水洗化補助金交付決定通知書」を受けた後、排水設備工事を行う。
- 工事完成後、検査済証の交付を受けた後、次の書類を提出。
 - 志摩市水洗化補助金実績報告書（様式第5号）
 - 補助対象工事費の領収書等の写し
 - 補助対象工事の施工前、施工中、および施工後の工事写真
 - 単独・合併処理浄化槽廃止届出書の写し
 - 撤去するくみ取便所の便槽又は浄化槽の清掃実施が確認できる書類（領収書の写し等）
- 審査を行い、補助金額の確定をし、「志摩市水洗化補助金交付額確定通知書（様式第6号）」を申請者に通知。
- 申請者は、「補助金交付額確定通知書」を受けた後、「志摩市水洗化補助金交付請求書（様式第7号）」を提出。
- 「補助金交付請求書」の提出により指定された口座へ補助金額を振り込む。

【申請期間】

- 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間（予定）
- 各年度の予算がなくなり次第、その年度は終了となります。
 - 令和6年度予算 1,000万円
 - 令和7年度予算 700万円
 - 令和8年度予算 700万円（予定）
- 令和9年3月31日までに申請書の提出がされていれば、期間後も有効となります。
ただし、交付決定通知の日から10ヵ月以内に実績報告書（様式第5号）を提出する必要があります（特別な事情の場合は除く）。

【その他】

- 補助金の対象事例やQ&Aもありますので、ホームページをぜひご参考にしてください。



ー問合せ先ー

三重県志摩市阿児町鵜方 3098-22
志摩市上下水道部下水道課

電話 0599-44-0225

FAX 0599-44-5261